

2019年10月10日

正会員 各位

一般社団法人 航空貨物運送協会
国際部会
通関部会

第 21 回社会悪物品等の密輸防止キャンペーンの実施について

平素は、当協会の活動に格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会と財務省関税局は、「密輸防止に関する覚書（MOU）」を平成 4 年 6 月に締結し、不正薬物、銃器及びテロ関連物資等並びに金地金等の密輸防止の為、協力を強化するとともに国際航空貨物取扱事業者の認識を高める事。又、自主的活動を促進する事について合意しています。

この合意に基づき、今年度も例年の通り国際部会・通関部会の 2 部会共催による「社会悪物品等の密輸防止キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を実施しております。

キャンペーン期間中は、会員各社には、店社・倉庫内でのポスターの掲示、疑わしい輸出入貨物や人物に係る情報の税関への積極的な通報により、普段にもまして、水際における取締りの強化・徹底に努めて頂きます様、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 名称 「第 21 回社会悪物品等の密輸防止キャンペーン月間」
2. 実施期間 2019年10月1日(火) から 10月31日(木)まで
3. 参加対象 国際部会会員各社、通関部会会員各社
4. 問合せ先 JAFA 事務局担当者： 奥島
Mail address : info@jafa.or.jp
電話 : 03-6222-7571
5. 実施方法 次ページ以降参照

財務省、税関ホームページ情報の周知・啓発

以下に URL をご紹介しますので、社内でのキャンペーン周知・啓発にご活用願います。

<http://www.customs.go.jp/zeikan/pamphlet/index.htm>

不正薬物、銃器、テロ関連物資等、金地金の密輸に関する情報提供

疑わしい事例を発見した場合は、下記に情報提供をお願いします。

密輸ダイヤル 0120-461-961（シロイ クロイ）（24 時間受付）

税関ホームページ <https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>

本キャンペーンについては、Jafa ニュース及びホームページに掲載して周知します。

2019 年 11 月発行の Jafa ニュース 113 号に関連記事を掲載いたします。

財務省・税関が配布または税関ホームページ掲載の、ポスター・リーフレットの内容の全部または一部については、適宜の方法により出所を明示することにより、引用・転載・複製を行うことが出来ますが、財務省に無断で改変を行うことはできません。

また、商用目的で複製する場合は、予め財務省に連絡する必要があります。